

指定管理者制度の効果的な運用に向けた
サウンディング型市場調査実施要領

令和3年6月
鈴鹿市

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定又は実施している事業の検討・見直しに当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するため実施するものです。

2 調査目的

本市では、令和3年4月現在、26の公の施設で指定管理者制度を導入しており、令和4年度末に多くの指定管理施設において指定期間の満了を迎えます。

これまで、指定管理制度は民間のノウハウを活用したサービスの向上及び経費節減を目的として導入を進めてまいりましたが、制度導入当初と比較すると、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする施設の管理運営に関する様々な要因の変動により、市民ニーズや管理運営において活用できるノウハウ、民間事業者の参入意向にも変化が生じていることが想定されます。

令和4年度に実施する次期指定管理者の募集に向けて、民間事業者等の状況を総合的に勘案した上で、募集の時期や期間等について柔軟な対応をとること、また指定管理者制度の効果的な運用を図るための制度運用等の見直しを検討するにあたり、受託者側の視点からも広く意見・提案を求め、制度運用方法等における官民間のミスマッチを防止・解消し、より多くの団体に参加いただける事業要件及び募集要項等を整え、市民サービスの向上に努めるため、本調査を実施します。

3 調査概要

調査内容	指定管理者制度の運用方法に関する調査
制度概要	別紙「公の施設の指定管理者制度運用指針」のとおり
主な対話内容	1 市民サービス向上等の取組について 2 経費節減効果に対する取組について 3 最適な指定期間の設定について 4 応募しやすい公募要件の設定について ※各項目に対する提案につきましては、可能な限り具体的事例等を交えたご提案をお願いします。
対象者	本市若しくは他の自治体で指定管理者の指定を受けている団体、または本市の公の施設について参入を検討している団体（グループの構成員となる予定の団体を含む）
対象施設	別紙 調査対象施設一覧のとおり

4 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	令和3年6月1日（火）
事前説明会・現地見学会の申込み	令和3年6月1日（火）～6月14日（月）
事前説明会・現地見学会の開催	令和3年6月28日（月）～7月6日（火）
対話参加の申込み	令和3年7月7日（水）～8月6日（金）
資料提出	対話実施日の5開庁日前まで
対話の実施	令和3年8月23日（月）～8月31日（火）
結果の公表	令和3年9月上旬（予定）

5 対話までの流れ

(1) 事前説明会及び現地見学会（オンライン）の開催

制度概要と対話の趣旨、運用指針等についての事前説明会及び対象施設の現地見学会をオンラインにより下表の日程で開催いたします。参加を希望する場合は、別紙「事前説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ期間内に下記申込先へご提出ください。

【申込期間】令和3年6月1日（火）から令和3年6月14日（月）

【申込先】鈴鹿市 政策経営部総合政策課

sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【現地見学会参加申込（施設名）】としてください。

※ 現地説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

現地見学会に使用するアプリは Microsoft Teams です。開催日の前日までに参加申込された団体宛てに電子メールにて会議 URL を送信しますので、インターネット環境等、参加のご準備をお願いいたします。

施設名	日時
【事前説明会】 制度概要及び対話の趣旨、運用指針について	令和3年6月28日（火） 13時30分～15時00分

【現地見学会】 河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（公園施設・運動施設）	令和3年7月6日（火） 10時00分～12時00分
【現地見学会】伊勢型紙資料館	令和3年7月5日（月） 13時30分～15時00分
【現地見学会】庄野宿資料館	令和3年7月6日（火） 10時00分～11時30分
【現地見学会】佐佐木信綱記念館	令和3年7月6日（火） 13時30分～15時00分
【現地見学会】 白子駅自転車駐車場（白子駅東・東第2・西自転車駐車場）	令和3年7月2日（金） 13時00分～14時00分
【現地見学会】労働福祉会館	令和3年7月2日（金） 10時00分～11時00分
【現地見学会】 白子コミュニティセンター	令和3年7月1日（木） 14時00分～16時00分
【現地見学会】 神戸コミュニティセンター	令和3年7月2日（金） 9時30分～11時30分
【現地見学会】 合川コミュニティセンター	令和3年7月2日（金） 14時00分～16時00分
【現地見学会】 牧田コミュニティセンター	令和3年7月1日（木） 9時30分～11時30分
【現地見学会】伝統産業会館	令和3年7月6日（火） 14時00分～15時00分
【現地見学会】鼓ヶ浦駐車場	令和3年6月30日（水） 15時45分～17時15分
【現地見学会】千代崎駐車場	令和3年6月30日（水） 14時00分～15時30分

(2) 対話参加の申し込み

対話への参加を希望する場合は、別紙「参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ、期間内に下記申込先へご提出ください。

【申込期間】令和3年7月7日（水）から令和3年8月6日（金）

【申込先】鈴鹿市 政策経営部総合政策課

sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【サウンディング参加申込（対象施設名）】としてください。

(3) 資料提出

対話の際に使用する資料等がある場合は、任意様式により作成し、電子メールに添付のうえ、期日までに下記申込先へご提出ください。

なお、期日までに提出できない資料がある場合は、大変お手数ですが5部ご用意のうえ、対話当日にご持参いただきますようお願いいたします。

【提出期限】対話実施日の5開庁日前

【申込先】鈴鹿市 政策経営部総合政策課

sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp

※ 電子メールの件名は【サウンディング資料提出（対象施設名）】としてください。

(4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

また、対話に出席する人数は、1申込団体につき2名以内とします。

【日時】令和3年8月23日（月）～令和3年8月31日（火）までの間で、30分から1時間程度（日程については、対話参加の申込期間終了後別途調整し、申込団体の担当者宛てに実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。）

【場所】鈴鹿市役所本庁舎内会議室を予定しています。

【対話内容】「6 対話内容」以降をご確認ください。

複数の施設についての対話をご希望の場合は、希望される施設をまとめて1回の対話とする予定としています。その場合、時間については1施設あたりの時間×施設数を考慮のうえ、2時間を上限として調整します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインによる実施等実施方法の変更を行う場合があります。変更の際は、市ホームページへの掲載のほか、参加申込済の団体については電子メールでお知らせします。ご了承ください。

6 対話内容

主に次の項目について、自らが指定管理者となった場合に提案内容の実施が可能である内容について、可能な限り具体的事例を交えたご意見・ご提案をお願いいたします。

また、必要に応じて、対話実施後に追加の対話（書面による対話を含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

【制度運用方法等に関する主な対話項目（総合政策課）】

項目	内容
1 市民サービス向上等の取組について	(1) 評価の在り方について
2 経費節減効果に対する取組について	(1) 経費節減の取組に対する評価方法について
3 応募しやすい公募要件の設定について	(1) 募集要項等において、業務の範囲や施設の利便性向上及び利用促進に関する柔軟な提案をするにあたり、阻害要因となっている条件等について (2) 市内事業者等の更なる活用について (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等について
4 その他	その他、課題とを感じる事項等お気づきの点がございましたら、ご教示ください。

【個別施設に関する主な対話項目（各施設担当課）】

項目	内容
1 市民サービス向上等の取組について	(1) 施設の利活用について (2) 再委託の考え方について (3) 感染症の感染拡大防止を踏まえた市民サービス向上の取組について
2 経費節減効果に対する取組について	(1) 経費節減（収入確保）に資する取組について
3 最適な指定期間の設定について	(1) 管理運営に適した指定期間について (2) 最適な指定期間とした場合に改善される内容等について (3) 物価変動への対応や施設老朽化など想定されるリスクとその解決方法等について
4 その他	その他、課題とを感じる事項等お気づきの点がございましたら、ご教示ください。

※今回の調査は、制度所管課（総合政策課）による制度運用方法等に関する対話と各施設担当課における個別施設に関する対話に分けて実施いたします。

7 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、指定管理者選定時の審査における評価の対象となりません。

対話内容は、ノウハウに基づく貴重な意見であることから真摯に受け止め、民間活力導入による新たな事業展開が見込まれる可能性があるものについては、事業内容やスキームへの反映等の対応を検討するための参考とさせていただきます。ただし、公表資料及び双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を確約するものではないことをご了承ください。

(2) 調査に関する費用の負担

調査参加に要する費用はすべて、申込団体の負担とします。

(3) 実施結果の公表

調査の実施結果については、対話の内容を概要として取りまとめ、ホームページにて公表するものとする。ただし、公表に当たっては提案事業者・団体の名称及び知的財産権に関わる内容は原則非公開とします。

(4) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されていない者であること
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定の取消しを受けたことがない者であること
- ③ 参加申込書提出時点で、指名停止を受けていない者であること
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中若しくは更生手続中又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中でない者であること
- ⑤ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「鈴鹿市暴力団排除条例」第 2 条第 1 号に掲げる暴力団及びその関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと

(5) 提供資料

提供資料は、本調査に関わる検討以外の目的で使用してはなりません。

また、本調査の参加者は該当資料及び本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(6) 市外・県外に所在する団体との対話について

本市における感染者数が抑制されている場合において、参加する団体の所在する地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、感染拡大防止のため市内への異動が好ましくないと判断される場合においては、対話全体の実施方法の変更とは別に、オンラインでの対話をお願いする場合があります。

その場合、参加団体あてにご連絡をいたします（HPにおける周知はいたしません）ので、インターネット環境等ご対応をお願いします。

また、団体の所在地は市内であるものの、参加者の居住する地域で感染が拡大している場合等についても、同様にオンラインでの対話を検討いたしますので、事前にご相談ください。

8 問い合わせ先

【本調査の実施，運用指針等，制度運用全般について】

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 政策経営部 総合政策課 行政サービス改革グループ

電話番号：059-382-9038

FAX：059-382-9040

電子メールアドレス：sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp

【個別施設における募集要項，業務内容等について】

別紙 調査対象施設一覧をご参照ください。